中央環境審議会自然環境部会 部会長 石井 実 様

臨時委員である大日本猟友会の佐々木です。

私こと、8月30日は鳥獣保護管理法に基づく「基本指針」の見直しを審議・ 決定する重要な部会でありながら、海外出張中のため出席が叶わず、誠に申し 訳ございません。

以下のコメントを提出しますので、よろしくお願い申し上げます。

## (コメント)

この度の基本方針見直しでは、平成 26 年の法改正を受け、特に「狩猟」の語句や意義に関する記述について、その適正化が図られたものと考えます。また、指定管理鳥獣捕獲等事業に関する内容が新たに盛り込まれ、これで改正法の施行に関しその基盤が整えられたものと考えます。

一方、指定管理鳥獣捕獲等事業が開始され、都道府県知事による鳥獣捕獲 等事業者の認定や実際の事業の実施にあたり、現場では当初想定していなか ったいろいろな不都合が発生していることから、当事業に関する規定等につ いて、必要な事項の早期の見直しを要望いたします。

また、猛禽類の鉛中毒に関しては、基本方針に記述がありますが、その原因は未だ完全に解明されるには至っていないことから、その解明についての適切な対応をお願いいたします。

平成 28 年 8 月 19 日

一般社団法人 大日本猟友会 会 長 佐 々 木 洋 平